

子ども・若者からの意見聴取の仕組みについて

「こども基本法」に基づき、「旭川市子ども条例」や「旭川市こども計画」に示す意見表明の機会や社会的活動に参画する機会を確保し、子どもの意見を聴取する仕組みとして、「あさひかわこども会議」と「あさひかわこどもモニター」を設置する。

あさひかわこども会議

▷ こどもの委員による常設の会議

- ・小学4年生から高校生相当年齢まで
- ・20人以内
- ・任期は当該年度末まで
- ・年度ごとにテーマを設定して話し合う



令和7年度の実施予定

- 開催日：① 令和7年8月30日(土)
② 令和7年9月13日(土)
③ 令和7年9月27日(土)

場所：子ども総合相談センター

テーマ：こども版「旭川市こども計画」をつくろう
こども計画がこども・若者にとって分かりやすく、見やすいデザイン、
内容となるにはどうしたらよいか考える

ファシリテーター養成講座

▷ こども家庭庁の事業による「こどもの意見ファシリテーター養成講座」の実施

実施内容

- 目的：こどもや若者の意見表明を支えるファシリテーションについての必要な知識等を学ぶ
日時：令和7年8月29日(金) 午前9時から午後5時まで
場所：子ども総合相談センター

あさひかわこどもモニター

▷ 登録者へのインターネットによる定期的なアンケートの実施

- ・小学校1年生から高校生相当年齢まで
- ・200人程度を募集(小1～小3、小4～小6、中学生、高校生の区分で50人を予定)
- ・任期は当該年度末まで
- ・年4回程度アンケートを実施

意見聴取の流れ

- ① モニター登録者に電子メールでアンケートをお知らせ
- ② モニターがインターネットのフォームにアクセスし、回答
- ③ 旭川市からアンケート結果を報告(HP公表)



予定するアンケート内容

- ・旭川市こども計画の評価検証
- ・府内のこども・子育て施策に関する意見募集
- ・各部局におけるパブリック・コメント実施時等のこどもからの意見募集

※子育て支援部のほか府内全体のこどもの意見聴取の場として活用が可能

参加者の募集

▷ 募集期間

- ・あさひかわこども会議 7月31日まで
- ・あさひかわこどもモニター 8月31日まで

▷ 周知方法

- ・市内小学校、中学校、高校へ
チラシ配付(またはタブレット配信)
- ・ホームページ
- ・SNS など



こども会議募集チラシ

こどもモニター募集チラシ